

学

校再編準備委員会だより (PTA 部会)

再編準備委員会第 9 回 P T A 部会を開催しました

開催日時：令和 8 年 7 月 28 日（火）19 時 00 分から 20 時 00 分

開催場所：中央公民館 第 1 研修室

概 要：資料に沿って、新 PTA 会則の各項目の内容や表現について協議をしました。

【今回の協議結果】

- 資料 1「会計」の項目は、協議の結果、次のとおりとなりました。
なお、具体的な会費の金額については、現在精査中であるため、空欄としています。

第●章 会 計

第○条 本会の経費は会費・事業収入・寄付金をもってこれに充てる。

第○条 会費は生徒 1 人につき前期_____円、後期_____円（年額_____円）とし、
それぞれ指定する期日までに納めるものとする。

第○条 本会は、会計簿その他必要な書類を整備し、これを適切に保存しなければならない。

第○条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

- 資料 1「会員」の項目は、協議の結果、次のとおりとなりました。

第●章 会 員

第○条 本会は、以下の者を会員とし、すべて平等の義務と権利を有する。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者
- 2 本校の教職員（校長及び教頭を含む）

第○条 本会の入会及び退会については以下のとおりとする。

- 1 本会への入会及び退会は、会員の自由意思によるものとする。
- 2 本会に入会しようとする者は、入会届を提出するものとする。
- 3 会員が次のいずれかに該当するときは、当然に退会したものとみなす。この場合において、退会届の提出は要しない。
 - (1) 保護者にあつては、その子が卒業、転校等により本校に在籍しなくなったとき
 - (2) 教職員にあつては、異動、退職等により本校に勤務しなくなったとき
- 4 前項に定める場合のほか、会員が任意に退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

- 「会計」及び「会員」の項目に関連して、継続協議としていた「PTA 会費とは別に諸費を徴収する仕組み」については、協議の結果、導入は行わないこととしました。
- 資料2「委員」、「委員会とその任務」、「個人情報保護」の項目は、協議の結果、いずれの規定も設けないこととしました。

学校再編に関する情報は、市のホームページで確認できます。

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/kyouiku/50174.html>

市民センターでも閲覧できます。

